

○生産緑地法施行規則

(昭和四十九年八月十九日)

(建設省令第十一号)

改正 昭和五〇年一二月二三日建設省令第二〇号

平成二年十一月一九日同第一一号

同三年九月六日同第一六号

同一二年一月一七日同第九号

同一二年十一月二〇日同第四一号

同二九年六月一四日国土交通省令第三五号

同二九年八月二日同第四九号

同三〇年九月五日同第六七号

令和二年一二月二三日同第九八号

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第十条及び第十五条第一項並びに生産緑地法施行令（昭和四十九年政令第二百八十五号）第三条の規定に基づき、生産緑地法施行規則を次のように定める。

生産緑地法施行規則

略

（農林漁業に従事することを不可能にさせる故障）

第五条 法第十条第二項の農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものは、次に掲げる故障とする。

一 次に掲げる障害により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

イ 両眼の失明

ロ 精神の著しい障害

ハ 神経系統の機能の著しい障害

ニ 胸腹部臓器の機能の著しい障害

ホ 上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ヘ 両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害

ト イからへまでに掲げる障害に準ずる障害

二 一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することができなくなる故障として市町村長が認定したもの

(平三建令一六・追加、平一二建令四一・一部改正、平二九国交令三五・旧第四条繰下、平二九国交令四九・一部改正)